

テイクアウト等事業転換支援事業補助金 申請書類チェックリスト

- 補助金交付申請書 ①
 - 署名と押印が必要です。
 - 事業着手日は、テイクアウトの事業開始に向けて準備を始めた日または、テイクアウトを開始した日になります。
- 事業計画書 ②
 - 交付申請額は1,000円未満の端数は切り捨てです。
- 収支予算書 ③
 - 交付申請をする時は決算額欄への記入は不要です。実績報告の際に記入してください。
- 予算書の根拠となる資料(見積書等) ④
 - 見積書がない場合はカタログ等のコピーを添付してください。既に購入・支払いしている場合は領収書の写しでも構いません
 - 食材費や賃借料、光熱費は対象外です。
- 食品衛生法に基づく営業許可書の写し ⑤
 - 営業の種類がわかるもので、有効期限内の許可書の写しを添付してください。
- 補助金交付請求書 ⑥
 - 押印が必要です。
 - 請求日は記入しないでください。
- テイクアウト事業を行っていることがわかる資料※ ⑦
 - ※すでに事業に着手している場合
 - チラシやポスター、ホームページの写し等テイクアウト事業がわかる資料を添付してください。